

解決に側面から協力

水俣病
補償交渉

知事、基本態度を表明

寺本知事は水俣病問題などで七
日上京、斎藤厚生大臣らと補償交
渉解決のための第三者機関の設置
で話し合うが、これに先立って三
日記者会見し、知事の基本的な態
度について次のように語った。

一、私は第三者機関の委員には

ならず、側面から問題解決に協力
する。具体的には、三十四年に懸

者家庭互助会とチツソが結んだ協
定には事情変更の原則が適用さる
べきであることなどの意見を第三
者機関で述べることになろう。

一、今度上京すれば、第三者機

関の委員の人選について厚生省か
ら相談があると思う。同省がどの
ような人選を考えているかを確か

めたらえてないとはつきりしたこ
とは言えないが、三十四年のあつ
せんのととき県内のおもな人にはお
世話いただいているし、今度の第
三者機関に委員として参加する適
当な人が県内にいるかどうか、い
まのところ思い当たらない。

一、補償交渉の解決に私が消極

的だとの批判があるが、私は冷淡
ではない。問題のいきさつなり、
スジを考えてほしい。行政調停に
はルールがある。当事者双方に常
置の機関があること、実質的交渉
がある程度進んでいること、判例
があることなどだ。これらの条件
がないと、行政調停はやりにく
い。しかし今度の補償交渉にはそ
の条件のうち何一つない。その条
件がないにもかかわらず知事が調
停をやれというような意見がある
が、それは困難なことだ。